

**このような場合も  
忘れないで申告を**

**■収入のなかった人**

収入のなかった人や、遺族年金・遺族恩給のみを受給していた人でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が軽減される場合がありますので、市県民税申告書を提出してください。平成29年1月1日現在、市内に住んでいる人の扶養控除の対象となっていない人などは申告の必要はありません。

**■収入が公的年金のみの人**

公的年金のみの所得者で、日本年金機構などへ提出した「扶養親族等申告書」で申告した扶養親族以外にも扶養控除の対象となる親族がいる場合や、自分で納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料（口座振替も含む）、生命保険や地震保険などの支払いがある人は、その旨を申告することで所得税、市県民税

が減額される場合があります。**■香取市に住居登録のない人**  
平成29年1月1日現在、香取市に住居登録のない人でも、実質上の生活の本拠地が香取

市の人や、香取市内に事務所や事業所または家屋を所有している人は、市県民税の申告が必要です。

**滞納処分を強化します**

市では、十分な資力がありながら納付しようとしないう滞納者に対して預貯金・給与・生命保険・年金（高額な厚生年金など）・不動産（土地・建物）・動産（自動車・バイクなど）の差し押さえを行い、滞納している税金に充当して延滞金に加算されますので、納期限までに納めましょう。

**納税が困難な場合は  
ご相談を**

失業や病気などで納税が困難な場合は、税務課へ相談ください。また、毎月1回、日曜日に「市税の休日納税相談」も実施しています（納税相談日程表は本庁税務課、各支所にあります）。

※相談日は、広報かとり毎月15日号の最終ページでもお知らせしています

**今月の休日納税相談日**

2月26日(日)

**廃車・名義変更は  
お早めに**



税務課 ☎(50)1242

今年度から軽自動車税の税率が改正され、50ccのバイクが、1,000円から2,000円になるなど、大幅に変更されました。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録されている軽4輪、原付、バイク、トラクターなどの車両に対し、課税されます。

なお、使用していない車両であっても、廃車や名義変更の手続きをせずに放置すると、引き続き税金が課税されます。

譲渡や廃棄をした場合は、3月末までに届け出を済ませましょう。

**農地の賃借料情報**

農地委員会事務局 ☎(50)1226

農業委員会では、1年間に締結（公告）された農地の賃借料情報の提供を行っています。平成28年の賃借料（10aあたり）は、下表のとおりです。

※賃借料を物納（水稻）としている場合は、60kgあたり12,400円に換算

**■田（水稻）の部** (単位：円)

	平均額	最高額	最低額
佐原地区	17,000	29,000	6,200
小見川地区	10,300	16,500	3,700
山田地区	9,900	15,600	5,000
栗源地区	6,900	14,000	5,000
市平均（参考）	11,500		

**■畑（普通畑）の部** (単位：円)

	平均額	最高額	最低額
佐原地区	11,100	17,500	5,000
小見川地区	7,000	12,000	3,000
山田地区	11,300	18,000	3,600
栗源地区	10,200	18,600	5,000
市平均（参考）	9,700		

**農地利用最適化推進委員を  
公募します**

農地利用最適化推進委員に欠員が生じたので、地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募を行います。

新たな委員は、候補者の中から農業委員会が委嘱します。詳細は決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

■募集数 1人

■担当地区 新島

**介護保険に関する所得控除**

高齢者福祉課 ☎(50)1208



**■医療費控除の対象となる介護サービス**

① 訪問看護（介護予防含む）	
② 訪問リハビリテーション（介護予防含む）	
③ 居宅療養管理指導（介護予防含む）	
④ 通所リハビリテーション（介護予防含む）	
⑤ 短期入所療養介護（介護予防含む）※老健施設など	
⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型事業所で訪問看護を利用する場合	
⑦ 複合型サービス ※上記の居宅サービスを含み、生活援助中心型訪問介護は除く	
⑧ 介護老人保健施設	
⑨ 介護療養型医療施設	
⑩ 訪問介護（介護予防含む）※生活援助中心型は除く	
⑪ 夜間対応型訪問介護	
⑫ 訪問入浴介護（介護予防含む）	
⑬ 通所介護（介護予防含む）	
⑭ 地域密着型通所介護 ※平成28年4月1日以後の利用に限る	
⑮ 認知症対応型通所介護（介護予防含む）	
⑯ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	★1
⑰ 短期入所生活介護（介護予防含む）※特養ホームなど	
⑱ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る	
⑲ 複合型サービス ※①～⑦の居宅サービスを含み、生活援助中心型訪問介護は除く	
⑳ 地域支援事業の訪問型サービス ※生活援助中心のサービスは除く	
㉑ 地域支援事業の通所型サービス	
㉒ 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	★2

★1 ①～⑦のサービスと併せて利用する場合、医療費控除の対象  
★2 2分の1が医療費控除の対象

介護保険に関する控除には、社会保険料控除や医療費控除、障害者控除があります。このうち医療費控除は、特定の介護サービス費用とおむつ代が対象です。

**介護サービス費用**

左表の介護サービスが、医療費控除の対象です。中には別のサービスと併用している場合のみ対象となるものもあります。申告にはサービス事業者が発行する領収書を添付してください。

**おむつ代**

寝たきり状態で治療上おむつの使用が必要な人は、おむつ代の医療費控除が受けられます。医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付してください。

なお、この控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定を受ける際の書類から寝たきり状態などの要件が確認できる場合には、市が交付する確認書で医師の証明書に代えることができます。高齢者福祉課または各支所市民福祉班で確認し、申請してください。